

管理番号：T
※弊社使用欄

訂正等請求書

請求日： 年 月 日

日本アムウェイ合同会社 御中

開示された個人情報に間違いがあったため下記のように訂正等を依頼いたします。

1. 開示等請求の回答書に記載された管理番号

管理番号：K	発行日： 年 月 日
--------	------------

2. 請求者（請求をされる方）

<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 未成年または成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人（対象者との続柄： ）			
住 所	〒	TEL ()	
		TEL ()	(日中連絡可)
※ご本人様確認のため、お電話をする場合があります。日中ご連絡できる電話番号が別にある場合はそちらもご記入ください。			
フリガナ		印	
氏 名			

3. ご請求の内容

<input type="checkbox"/> 個人情報の訂正 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除
具体的な内容（具体的な請求内容を明確にご記入ください。）
<input type="checkbox"/> 添付書類あり・なし

○具体的な内容は添付資料としてご同封いただけます。様式は問いません。

（注意事項）

1. 太枠内をもれなく記入してください。また、□の欄には○印を記入してください。
2. 本人確認のために別表1に示す書類が必要となります。
3. 書類に不備があった場合には、開示等に応じることができない場合がございます。
4. 本開示等請求により弊社が取得した個人情報は、ご請求へ適切に対応する目的で利用します。
5. ご回答は、原則、郵送（普通郵便）にて行います。
6. 本請求書に関わる記録は、受付から3年間保管します。

弊社使用欄

受付日	担当者(印)	回答日

本書は、当社の保有する個人情報の開示請求をされる際にご利用いただくための専用用紙となります。

下記の必要事項をご記入の上、必要な本人確認書類等を添付し、現在ご連絡いただいております担当部門の担当者宛に宛先をご確認の上、ご郵送ください。

<ご注意>

- ※ 本人/代理人確認書類等は必ず添付してください。(原本と記載の無いものは写しでも構いません)なお、本人/代理人確認書類等は本請求対応のみに使用させていただき、手続き終了後速やかに破棄いたします。
- ※ 有料となる開示等のご請求をされる場合には、原則 1 件につき 1,000 円の手数料をお支払いいただきます。ただし、開示書類枚数等により実質にみあう追加料金を請求する場合があります。また、回答の受取方法として、本人限定受取郵便を希望した場合には、郵送料として 520 円を別途ご負担いただきます。なお、手数料が過剰であった場合でも差額は返金いたしません。
- ※ 手数料は、アムウェイ取引口座をご登録いただいている方につきましては同口座からのボーナスチャージにて、アムウェイ取引口座をご登録いただいていない方につきましては当社口座宛お振込みいただくことによりお支払いいただきます。(振込手数料はご請求者のご負担とさせていただきます。)
- ※ 次のいずれかに該当する場合には、開示等を行いません。

1) 利用目的の通知

- ア) 利用目的が明らかな場合
- イ) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合
- ウ) 会社の権利又は正当な利益を害する恐れがある場合
- エ) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき
- オ) 請求に係る保有個人データが存在しない場合

2) 開示

- ア) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合
- イ) 会社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合
- ウ) 他の法令に違反することとなる場合
- エ) 他の法令の規定により特別の手続が定められている場合
- オ) 請求に係る保有個人データが存在しない場合

3) 訂正、追加または削除

- ア) 保有個人データの内容が事実であった場合
- イ) 他の法令の規定により特別の手続が定められている場合
- ウ) 利用目的から見て訂正等が必要で無い場合

4) 利用の停止または消去

- ア) あらかじめ特定した利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱っている場合(違反を是正するために必要な限度を超える場合を含む)
- イ) 適正な方法で取得している場合(違反を是正するために必要な限度を超える場合を含む)
- ウ) 多額の費用を要する等、利用の停止または消去、提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとる場合

5) 第三者提供の停止

- ア) あらかじめ本人の同意を得て提供している場合
- イ) 法令に基づく場合
- ウ) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- エ) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- オ) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき
- カ) 多額の費用を要する等、利用の停止または消去、提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとる場合